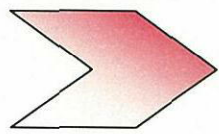


長寿医療制度でここがよくなる！！

資料2



ご安心下さい。
今までと同じ医療を受けることができます。

加えて

住み慣れた自宅で自分らしい生活を送りたい方には・・・

☆ 医療関係職種が連携して、多様できめ細かな訪問医療を提供します

- ・ 24時間、長時間の対応など、訪問看護サービスが充実します
- ・ 一生おいしく食べられるよう、歯科訪問診療が充実します
- ・ 飲み忘れ、飲み残しが無いよう、服薬支援が充実します

急に病状が悪化した場合にも・・・

☆ あなたの病状を良く分かっている病院に入院できます (在宅・外来患者の緊急時の入院)

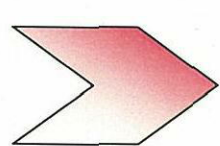
安心して退院できるように・・・

☆ 退院前後の医療・福祉のサポートが充実します (退院支援の計画、退院に向けた指導)

➤ 希望すれば、こうした医療の流れを、**あなたの選んだ担当医が**
継続して支えてくれます (高齢者担当医)

- 個々人に**ふさわしい治療計画**を立て、**生活を重視した丁寧な医療**を提供します
- **飲み合わせの悪い服薬も防げます**

長寿医療制度でここがよくなる！！



ご安心下さい。

今までと同じ医療を受けることができます。

加えて

☆ 医療関係職種が連携して、多様できめ細かな訪問医療を提供します！
(訪問看護サービス、歯科訪問診療、服薬支援を充実)

☆ あなたの病状を良く分かっている病院に入院できます！
(在宅・外来患者の緊急時の入院)

☆ 退院前後の医療・福祉のサポートが充実します！
(退院支援の計画、退院に向けた指導)

➤ 希望すれば、こうした医療について、あなたの選んだ
担当医が継続して支えてくれます(高齢者担当医)

→ 個々人にふさわしい治療計画に基づく、生活を重視した丁寧な医療

→ 飲み合わせの悪い服薬の防止

さらに

☆ これからは被保険者証1枚で医療を受けられます
(今までは、加入する制度の被保険者証と老人医療受給者証の2枚)

☆ 医療と介護の新しい合算制度を創設しました
(今までは、医療保険と介護保険の制度ごとに、自己負担の毎月の上限を設定
今後、これらに加え、両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定)

例: 夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯

自己負担: 年間60万円

自己負担: 年間31万円
(29万円の軽減)

今まで

20年3月まで



自己負担 30万円

(医療費 710万円)

医療費の1割を負担。
ただし、毎月の負担の
上限あり。(このケース
では、2万4600円まで)

自己負担 30万円

(介護費 495万円)

介護費の1割を負担。
ただし、毎月の負担の
上限あり。(このケース
では、2万4600円まで)

この夫婦が
現役並み所得者なら
109万円
一般所得区分なら
98万円

これから

20年4月から



医療費と介護費の自己負担
を支払った後、保険者に請求

自己負担限度額(31万円)を
超えた額(29万円)を支給

保険者

この夫婦が
現役並み所得者なら
67万円(42万円の軽減)
一般所得区分なら
56万円(42万円の軽減)